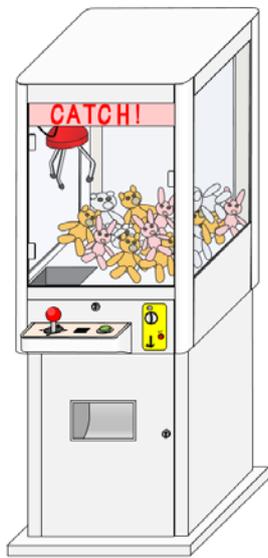




## 276 電気遊戯盤

定格電圧が 100V 以上 300V 以下及び定格周波数が 50Hz 又は 60Hz のものであって、交流の電路に使用するものに限る。

【一般呼称の例】：電気遊戯盤、運動競技盤、クレーン盤、パチンコ台、スロットマシン盤、麻雀卓台など



「電動式おもちゃその他の電動力応用遊戯器具」とは、主として電動機、電磁振動器等によってその目的が達せられるものをいい、電動機、電磁振動器等電氣的機構を用いてコイン等の受け渡しのみを行うものを含むこととする。これは、「電気遊戯盤」において同様とする。（範囲等の解釈 二六（一〇））